

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



## 鳥インフルエンザの発生状況について

### ①国内

平成30年1月11日に香川県さぬき市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、農場の防疫作業を終了し、その後の発生も確認されなかったことから、2月5日0時をもって移動制限区域が解除され、全ての防疫措置を終了しました。野鳥では、1月5日に東京都大田区で発見されたオオタカの死亡例からHPAIウイルスが検出されています。

一方で、環境省が行っている

野鳥の糞便検査により、玉名市の菊池川河口で1月13日に採取した糞便よりH7N7亜型低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）ウイルスが検出されており、渡り鳥がAIウイルスを国内に持込む可能性は依然として高いと思われます。

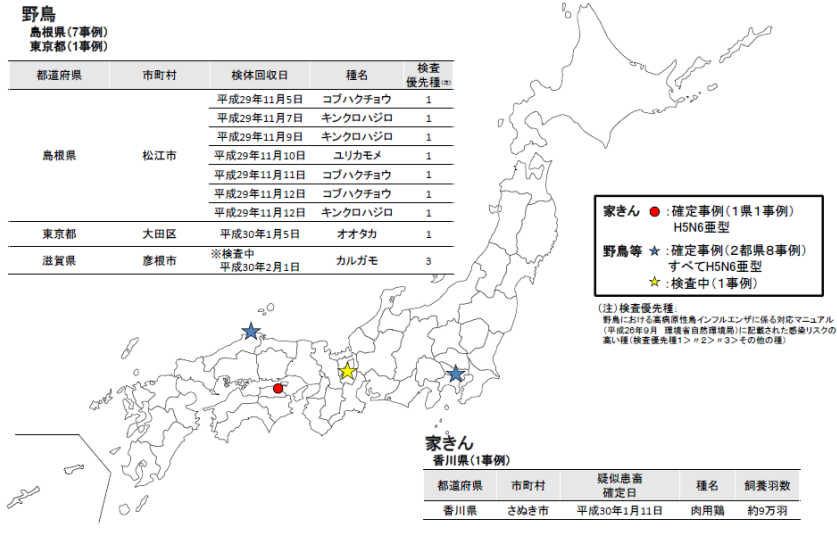
### ②韓国

韓国では全羅北道と全羅南道を中心に、H5N6亜型HPAIウイルスによる、感染事例が16件報告されています。（最終発生：1月27日、京畿道、採卵鶏）

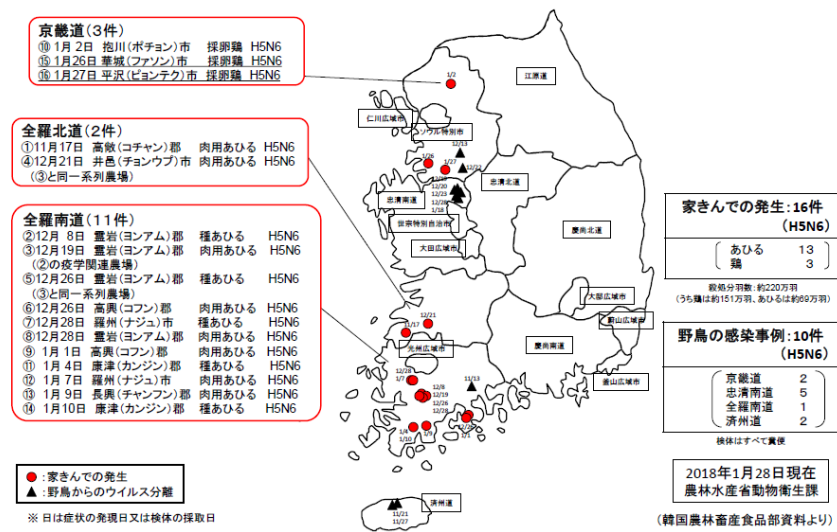
また、野鳥の糞便からH5N6亜型HPAIウイルスが10件検出されていますが、LPAIウイルス（H7N7,H5N2,H5N3亜型等）についても43件が報告されており、注意が必要です。

### 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（平成29年11月以降）

（平成30年2月13日時点）



### 韓国における高病原性鳥インフルエンザの状況（2017年11月以降）



引き続き、防鳥ネットの点検と補修、消毒の徹底など飼養衛生管理基準を遵守していただくとともに、家きんに異常が認められた場合には速やかに通報していただくようお願いいたします。

# 定期報告及び畜産統計調査に御協力ください

平成23年度より、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づき、家畜飼養者は毎年2月1日現在の家畜の飼養状況について、県に毎年1回報告することが義務付けられました。

## 【家畜】

- 偶蹄類：牛・水牛・豚(ミニブタを含む)・いのしし・めん羊・山羊・鹿
- 奇蹄類：馬(ポニーを含む)
- 鳥類：鶏・うずら・あひる・きじ・ダチョウ・ホロホロ鳥・七面鳥を1頭(羽)以上飼養する方は家畜伝染病予防法に基づく定期報告が必要です。

畜産農家の皆様には、「家畜伝染病予防法及び畜産統計に係る調査表」が送付されておりますので期限までに、各市町村に提出をお願いします。

様式がないという方は、最寄りの市町村畜産担当部署、又は家畜保健衛生所までご連絡ください。

なお、小規模飼養者※の方についても、各市町村から様式を送付しておりますので記入のうえ、各市町村に提出をお願いします。

※小規模飼養者とは下記の頭数を飼養する方です

(1) 牛・水牛・馬	1頭まで
(2) 豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿	5頭以下
(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ホロホロ鳥・七面鳥	100羽未満
(4) ダチョウ	10羽未満

## 近隣諸国における悪性家畜伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	中国	1月10日	牛、羊	O型
アフリカ豚コレラ	ロシア	12月6日	豚 いのしし	
高病原性 鳥インフルエンザ	台湾	1月17日	採卵鶏	H5N2
	韓国	1月27日	採卵鶏	H5N6

平成30年2月1日時点

## 毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」

韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。

下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

